

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための  
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例案

令和元年（2019年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための  
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例

（札幌市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正）

第1条 札幌市職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年条例第35号）  
の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に、「刑の」  
を「、刑の」に改める。

（札幌市職員給与条例の一部改正）

第2条 札幌市職員給与条例（昭和26年条例第21号）の一部を次のように  
改正する。

- (1) 第29条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条  
第4項の規定により失職し」を削り、「受けるもの」を「受ける職員」に改  
める。
- (2) 第29条の2第1号中「地方公務員法」を「法」に改め、同条第2号中  
「地方公務員法」を「法」に改め、「(同法第16条第1号に該当して職を  
失った職員を除く。)」を削る。
- (3) 第29条の4第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第2  
8条第4項の規定により失職し」を削り、「受けるもの」を「受ける職員」  
に改める。
- (4) 第34条の2第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第2

8 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

(札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 4 1 年条例第 5 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 項第 2 号中「(同法第 1 6 条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

(札幌市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 4 条 札幌市職員等の旅費に関する条例(昭和 2 6 年条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第 1 6 条第 2 号から第 5 号まで」を「第 1 6 条各号」に改める。

(札幌市職員退職手当条例の一部改正)

第 5 条 札幌市職員退職手当条例(平成 1 6 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「(同法第 1 6 条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

(札幌市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第 6 条 札幌市心身障害者扶養共済制度条例(昭和 4 6 年条例第 4 8 号)の一部を次のように改正する。

(1) 第 7 条第 2 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 第 7 条第 4 項中「一に」を「いずれかに」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第 5 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 7 項中「行なう」を「行う」に改める。

(札幌市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第 7 条 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 2 8 年条例第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第12条第1項第3号」を「第12条第1項第4号」に改める。

(札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(札幌市下水道条例の一部改正)

第9条 札幌市下水道条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

(1) 第8条の3第2項第3号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 第8条の3第2項第3号キを同号クとし、同号カ中「オ」を「カ」に改め、同号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 精神の機能の障害により排水設備等工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(3) 第8条の7中「あつたとき」の次に「、第8条の3第2項第3号ア、カ若しくはキのいずれかに該当するに至つたとき」を加える。

(4) 第8条の9第1項第2号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(5) 第8条の9第1項第2号に次のように加える。

エ 精神の機能の障害により業務登録者の職務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(6) 第8条の12の見出し中「届出」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 業務登録者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該業務登録者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、市長にその旨を届け出るものとする。

(7) 第8条の13第2号中「又はウ」を「、ウ又はエ」に改める。

(札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成28年条例第48号）の一部を次のように改正する。

(1) 第27条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「受けるもの」を「受ける教育職員」に改める。

(2) 第28条第2号中「(法第16条第1号に該当して職を失った教育職員を除く。)」を削る。

(3) 第30条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「受けるもの」を「受ける教育職員」に改める。

(4) 第35条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部改正)

第11条 札幌市立学校教育職員退職手当条例（平成28年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(札幌市消防団条例の一部改正)

第12条 札幌市消防団条例（昭和30年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(1) 第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(2) 第7条第2項中「第2号」を「第3号」に改める。

(3) 第17条の前の見出し及び同条を削る。

(4) 第18条に見出しとして「(編入市町村団員の特例)」を付し、同条中「編入市町村の」を「廃置分合又は境界変更によつて本市に編入された市町村の」に、「当該編入市町村」を「当該市町村」に改め、同条を第17条とし、第19条を第18条とする。

## 附 則

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この項において「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員及び教育職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後の札幌市職員給与条例第29条第1項、第29条の2第2号（同条例第29条の4第5項（同条例第34条の2第8項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第34条の2第7項において準用する場合を含む。）、第29条の4第1項及び第34条の2第6項並びに第10条の規定による改正後の札幌市立学校教育職員の給与に関する条例第27条第1項、第28条第2号（同条例第30条第5項（同条例第35条第8項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第35条第7項において準用する場合を含む。）、第30条第1項及び第35条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### （理 由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備を行うため、本案を提出する。